

松本市公契約条例の概要

目的 (第1条)

公契約に関し、基本理念、市及び受注者等の責務その他基本となる事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び品質の確保、地域経済の健全な発展、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保、社会的課題の解決に資する取組みの推進等を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。

松本市公契約条例(令和5年6月30日公布)

※本条例は令和5年7月1日から施行し、同日以降に入札の公告等を行う公契約から適用する。
ただし、第8条から第16条までの規定は、令和5年10月1日以降に締結する公契約から適用する。

○公契約とは(第2条)

- 本市が発注する次のいずれかに該当するもの
- 1 工事又は製造の請負
 - 2 業務委託
 - 3 物品の購入その他の契約
 - 4 公の施設に関する指定管理の協定

○公契約に係る「基本理念」(第3条)

- 1 公契約の公正性、透明性及び競争性の確保
- 2 適正な履行及び良好な品質の確保並びに市民サービスの向上
- 3 関係法令の遵守及び談合その他の不正行為の排除
- 4 地域経済の健全な発展及び地域における雇用の確保
- 5 市民の安全、安心な暮らしに寄与する事業者及びその担い手の育成
- 6 事業者の有する専門的な技術の承継
- 7 労働者の適正な労働条件その他の労働環境の確保
- 8 社会的課題の解決に資する取組み等の推進

松本市 (上下水道局を含む。)

【本市の責務】(第4条)

- ① 公正で透明な入札の実施、積極的な情報公開
- ② 契約の性質又は目的に合った適正な入札方法の採用、履行時期の平準化
- ③ 取引価格等を考慮した適正な予定価格の設定
- ④ 事業者の休日等を考慮した適正な工期の設定
- ⑤ 市内の事業者の受注機会の確保
- ⑥ 関係法令遵守のための必要な措置

【実効性を担保するための取組み】

- ① 「労働環境報告書」の内容確認・閲覧(第8条)
- ② 労働者からの申出に対する調査等の実施(第13条)
- ③ 法令違反がある場合の関係機関への通報(第14条)
- ④ 条例違反等に対する是正指導(第15条)
- ⑤ 是正に応じない場合の公表(第16条)

【相談窓口を契約管財課(上下水道局、病院局)に設置】

- ① 労働者からの申出の受付及び申出に対する相談への対応(第11条)

事業者等 (元請業者及び下請業者)

【受注者等の責務】(第5条、第6条)

- ① 関係法令の遵守による労働環境の向上と公契約の適正な履行
- ② 品質及び労働環境等の向上に資する適正な価格での入札
- ③ 下請契約における市内事業者の選定及び市内事業者からの資材の調達
- ④ 地域における労働者の確保及び育成
- ⑤ 労働者の賃金等の向上及び安全な労働環境の整備
- ⑥ 市が実施する施策への協力
- ⑦ 下請契約の相手方との対等な立場の合意による契約の締結
- ⑧ 従前従事労働者の雇用

【実効性を担保するための取組み】

特定公契約に係る労働環境の状況を確認するため、次に掲げる事項を実施する。

- ① 「労働環境報告書」の作成及び提出(第8条)
- ② 下請負者への明示(労働環境報告書の提出義務等)(第9条)
- ③ 労働者に対する書面等での周知(第10条)

周知

労働者等

公契約に従事する労働者は、労働環境が法令に違反している疑いがあるときは市へ申し出ることができる。(第11条)

公契約の締結

【共通の責務】
労働関係法令等の遵守により労働環境の向上に努める。

労働環境報告書の提出

調査(是正指導等)

申出・相談

運用管理

公契約審議会 (第17条)

【審議会の設置目的】

- ・条例の施行状況を検証するため設置する。

【審議の内容】

- ・条例の施行状況に関すること。

【組織】

- ・委員6人以内で組織する。

【特定公契約の範囲】

施行規則(第2条)

- ① 予定価格1億円以上の工事請負
 - ② 予定価格10万円以上の業務委託のうち、次に掲げる契約
 - ア 施設の清掃業務
 - イ 施設の警備業務(機械警備除く。)
 - ウ 施設の電話交換・受付業務
 - エ 施設の宿日直業務
 - ③ 公の施設の指定管理業務のうち、公募によるもの
- ※①及び②については、1者による随意契約は除く。